

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し、診察を行います。

令和6年12月1日から医療情報取得加算に係わる改正規定の適用に伴い診療報酬を下記の通り算定致します。

■マイナ保険証を利用する患者様

初診（月に1回）：1点

再診（3ヶ月に1回）：1点

■マイナ保険証を利用されない患者様

初診（月に1回）：1点

再診（3ヶ月に1回）：1点

令和6年12月  
医療法人白水会 白川病院